明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一一〇）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件　二
（**法務**二三六）
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一八）
○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（**同**二一九、二二〇）
○保安林の指定をする件
（**農林水産**一五一九～一五二五）　四
○保安林の指定を解除する件
（**同**一五二六～一五三一）
○道路に関する件
（**関東地方整備局**二一四）
○道路に関する件
（**中部地方整備局**七〇）　六

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

官庁

〔皇室事項〕

諸事項

〔公　告〕

官庁
有権者申出方、買収前の所有者等への売払い関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

省令

○厚生労働省令第百十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月七日

厚生労働大臣　武見　敬三

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～三十三　（略）	一～三十三　（略）（新設）
三十四　N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―五―ブロモ―一―ブチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類	三十四～五十七　（略）（新設）
三十五～五十八　（略）	五十八～百五十九　（略）（新設）
五十九　一―（エチルアミノ）エチル―二―（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類	
六十～百六十一　（略）	
百六十二　六ａ・七・八・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類	

百六十三　六ａ・七・十・十ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類	（新設）
百六十四～二百四十二　（略）	百六十～二百三十八　（略）
二百四十三　三―ヘプチル―六ａ・七・八・九・十・十ａ―ヘキサヒドロ―一―メトキシ―六・六・九―トリメチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン及びその塩類	（新設）
二百四十四～二百九十六　（略）	二百三十九～二百九十一　（略）
二百九十七　三―メチル―二―（三・四―メチレンジオキシフェニル）モルフォリン及びその塩類	（新設）
二百九十八～三百四十一　（略）	二百九十二～三百三十五　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。